

別表 2 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助限度額・補助金の額 (1 事業者あたり)
オンライン広告配信事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な経費 ※ただし、オンライン広告配信事業を実施する場合は、当該事業のみでの申請は認めないこととし、他の補助事業と組み合わせて実施するものとする。	＜限度額＞ 上限額：3,000 千円 下限額： 200 千円 ＜補助金の額＞ 補助対象経費の実支出額に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額
Web サイト診断事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイトの診断に必要な経費	(当該額が補助下限額未満となる場合は、零とする。) 以内の額
SEO 対策事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイトの SEO 対策に必要な経費	(当該額が上限額を超える場合は、3,000 千円)
SEO 対策に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する Google ビジネスプロフィール (以下「GBP」という。) の登録・設定・運用・多言語化及び人材育成研修業務に必要な経費	
SNS 登録・運用に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する SNS (Facebook、Instagram、YouTube 等) の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費	

(注)

※補助事業は、岐阜県内の施設、店舗、事業に係る事業に限る。

※補助対象経費は外部事業者へ支払う委託費に限る。ただし、知事が事業実施上必要と認める経費については、特別に認める場合がある。

※補助対象経費は、交付決定日から令和 6 年 1 月 19 日までの期間に実施し、支払いが完了した経費に限る。

※見積書、請求書等の根拠書類は「一式」ではなく、費用明細や作業内容等の内訳が分かるものを提出すること。

※本事業の委託費の中で、専門家に支払う謝金等を支払う場合の基準は、「専門家に係る謝金等基準」(別添 1) のとおりとする。

※次の経費は、補助金の対象外とする (次の経費が委託費に含まれる場合も含む)。

(1) 委託費以外の経費

(2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費

(3) 見積書、契約書 (注文書・注文請書)、仕様書、納品書、検収書、振込控、領収書、請求書等の根拠書類 (帳票類) が不備の経費

(4) 申請書に記載されていない事業に係る経費

- (5) 補助金事業実施計画書等各種書類の作成、発行、送付等に係る経費
- (6) 製品又はサービスの開発・実証又は導入（購入・リース等）に係る経費
- (7) 備品又は消耗品の購入に係る経費
- (8) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (9) 経費に占める旅費の割合が50%以上の委託事業の経費
- (10) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (11) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (12) ビジネスクラス、グリーン車等に係る特別に付加された経費
- (13) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (14) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (15) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (16) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (17) 各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費